附則に次の一条を加える。

（公示）

**第二十四条**　厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一　法附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率

二　法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率

三　法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率

四　法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

（平成二十四年度における改正後省令の規定の適用）

**第二条**　平成二十四年度において、被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の二に規定する被用者保険等保険者をいう。）について、この省令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「改正後省令」という。）附則第五条の二の規定により読み替えられた改正後省令第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|---|---|
| 法附則第十三条の二に規定する概算前期高齢者交付金 | 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十五号。以下「平成二十二年国保法等改正法」という。）附則第十一条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者交付金 |
| 法附則第十三条の三に規定する確定前期高齢者交付金 | 平成二十二年国保法等改正法附則第十二条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金 |
| 法第三十八条第一項に規定する概算前期高齢者納付金 | 平成二十二年国保法等改正法附則第十三条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算前期高齢者納付金 |
| 法第三十九条第一項に規定する確定前期高齢者納付金 | 平成二十二年国保法等改正法附則第十四条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者納付金 |
| 法附則第十四条の三第一項に規定する概算後期高齢者支援金 | 平成二十二年国保法等改正法附則第十五条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る概算後期高齢者支援金 |
| 法附則第十四条の四第一項に規定する確定後期高齢者支援金 | 平成二十二年国保法等改正法附則第十六条に規定する平成二十二年度の被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金 |

（経過措置）

**第三条**　厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞なく、平成二十二年度における改正後省令附則第二十四条第一号及び第三号の率を公示するものとする。

**○経済産業省令第三十九号**

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、商業動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

経済産業大臣　直嶋　正行

商業動態統計調査規則の一部を改正する省令

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「まで及び」を「まで」に改め、「を含む）を除く。）」の下に「、小分類五九三―機械器具小売業（自動車、自転車を除く）及び小分類六〇五―燃料小売業」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

# 告　示

**○国家公安委員会告示第二十号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年六月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

国家公安委員会委員長　中井　洽

| 型式認定番号 | 駆動補助機付自転車の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　N10―15 | ＮＬＲ732<br>ＥＮＬＲ732 | パナソニックサイクルテック株式会社<br>大阪府柏原市片山町13―13 |
| 交　N10―16 | 電動アシスト自転車　epocargot<br>M―20000 | 大栄技研工業株式会社<br>愛知県半田市州の崎町２―108 |
| 交　N10―17 | ブリヂストンアシスタ<br>A64 | ブリヂストンサイクル株式会社<br>埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１ |
| 交　N10―18 | ヤマハパス<br>X693 | ヤマハ発動機株式会社<br>静岡県磐田市新貝2500番地 |
| 交　N10―19 | ＣＲＳ　ＨＢ<br>ＧＥ―700ＣＲＳ | 株式会社ジャイアント<br>神奈川県川崎市中原区小杉御殿町２―44―３ |

**○国家公安委員会告示第二十一号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年六月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

国家公安委員会委員長　中井　洽

| 型式認定番号 | 自転車の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　A10―15 | ＮＬＲ732<br>ＥＮＬＲ732 | パナソニックサイクルテック株式会社<br>大阪府柏原市片山町13―13 |
| 交　A10―16 | 電動アシスト自転車　epocargot<br>M―20000 | 大栄技研工業株式会社<br>愛知県半田市州の崎町２―108 |
| 交　A10―17 | ブリヂストンアシスタ<br>A64 | ブリヂストンサイクル株式会社<br>埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１ |
| 交　A10―18 | ヤマハパス<br>X693 | ヤマハ発動機株式会社<br>静岡県磐田市新貝2500番地 |
| 交　A10―19 | ＣＲＳ　ＨＢ<br>ＧＥ―700ＣＲＳ | 株式会社ジャイアント<br>神奈川県川崎市中原区小杉御殿町２―44―３ |